

徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 (R5)	現 行 (H27)
<p><b>(設置施工の基準)</b>                      第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。                      イ マンホールカバーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にする等十分な空間を設けること。                      ロ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。                      ハ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあつては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。  <u>ニ 流入・放流ポンプ(中継ポンプを含む。)及び流量調整ポンプについては設備ごとに、適正に稼働する同一能力のポンプを2台以上設置すること。</u></p> <p><b>(業者の責務)</b>                      第14条 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用方法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。                      2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第7条、第11条に規定する水質に関する検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。                      3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。  <u>4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽台帳システムの正確な記録を確保するため、原則として、台帳システムのデータ形式により、維持管理の実施状況に関する情報を提供するように努めるものとする。</u></p>	<p><b>(設置施工の基準)</b>                      第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。                      イ マンホールカバーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にする等十分な空間を設けること。                      ロ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。                      ハ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあつては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。</p> <p><b>(業者の責務)</b>                      第14条 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用方法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。                      2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第7条、第11条に規定する水質に関する検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。                      3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。</p>